

小牧市姉妹都市及び友好都市交流事業助成金交付要綱

平成 13 年 2 月 14 日
13 小総第 25 号

(通則)

第 1 条 小牧市姉妹都市及び友好都市交流事業助成金（以下「助成金」という。）の交付については、市費補助金等の予算執行に関する規則（昭和 34 年小牧市規則第 3 号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 助成金は、国際化振興事業の一環として、姉妹都市及び友好都市（以下「姉妹都市等」という。）との交流を通じて国際的な相互理解を深めるとともに、民間交流の促進を図ることにより地域の活性化及び経済、教育、文化等の発展に寄与することを目的とする。

(助成対象者)

第 3 条 助成金交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、市内に在住し、若しくは在勤する者又は市内の高等学校若しくは大学に在学する者（以下「在住者等」という。）及び市内に事業所を有し、かつ、市税の滞納がない事業者（以下「事業者」という。）であって、次の各号のいずれにも該当する事業（以下「交流事業」という。）を行うものとする。

- (1) 友好交流を目的として別表に掲げる姉妹都市等を訪問すること。
- (2) 旅行行程中に姉妹都市等に 1 泊以上滞在し、友好交流による成果が十分期待できると思われること。
- (3) 招待や無料航空券を利用した旅行ではないこと。
- (4) 渡航費用及び姉妹都市等での宿泊費用の総額が 1 人につき姉妹都市及び友好都市（別表に掲げるアメリカ合衆国ワシントン州グラント郡に限る。）の場合は 80,000 円を、友好都市（別表に掲げる大韓民国京畿道安養市に限る。）の場合は 30,000 円を超えること。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者が 10 人以上で同一行動による交流を行う場合の助成対象者は、当該団体とする。

3 助成金の交付は、同一年度に 1 回を限度とし、在住者等で当該年度に助成金の交付を受けた者又は団体は翌年度の助成金の交付を受けることができないものとし、事業者で当該年度に助成金の交付を受けた者又は団体は翌年度から 4 年間は助成金の交付を受けることができないものとする。団体の一員として交付を受けた場合も、同様とする。

(助成金の額)

第4条 市は、予算の範囲内において助成対象者1人につき姉妹都市及び友好都市（別表に掲げるアメリカ合衆国ワシントン州グラント郡に限る。）の場合は30,000円を、友好都市（別表に掲げる大韓民国京畿道安養市に限る。）の場合は10,000円を最高限度額として助成金を交付する。ただし、10人以上の団体で交流を行う場合は、1団体につき姉妹都市及び友好都市（別表に掲げるアメリカ合衆国ワシントン州グラント郡に限る。）の場合は300,000円を、友好都市（別表に掲げる大韓民国京畿道安養市に限る。）の場合は100,000円を最高限度額として助成金を交付する。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交流事業実施前に小牧市姉妹都市及び友好都市交流事業助成金交付申請書（様式第1）に市長が必要と認める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請を受けた場合は、当該申請に係る書類等を審査し、助成金を交付すべき者と認めた場合は、小牧市姉妹都市及び友好都市交流事業助成金交付決定通知書（様式第2）により速やかに決定の内容を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 申請の取下げをしようとする者は、前条の通知を受けた日から起算して15日以内に書面により市長に申し出なければならない。

(実績報告)

第8条 助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、対象となった交流事業終了後、30日以内又はその年度の3月31日までのいずれか早い日までに小牧市姉妹都市及び友好都市交流事業助成金実績報告書（様式第3）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(1) 航空券の写し、交流事業の様子を写した写真及び領収書の写し

(2) 前号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(額の決定)

第9条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、交付すべき助成金の額を確定し、小牧市姉妹都市及び友好都市交流事業助成金確定通知書（様式第4）により助成事業者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第10条 助成事業者は、助成金の確定通知を受けた場合は、小牧市姉妹都市及

び友好都市交流事業助成金交付請求書（様式第５）を市長に提出しなければならない。

２ 市長は請求書を受理した場合は、速やかに助成事業者に助成金を交付するものとする。

（雑則）

第１１条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１３年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年１月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

姉妹都市	アメリカ合衆国ミシガン州ワイアンドット市
友好都市	アメリカ合衆国ワシントン州グラント郡
友好都市	大韓民国京畿道安養市

様式第 1 （第 5 条関係）

小牧市姉妹都市及び友好都市交流事業助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）小牧市長

住所
申請者 氏名
生年月日 男・女
電話

次のとおり姉妹都市等を訪問するため、小牧市姉妹都市、友好都市交流事業助成金交付要綱第 5 条の規定により、助成金を交付されるよう申請します。

- 1 訪問の都市名
- 2 訪問期間 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
- 3 交流事業の概要
- 4 交流事業の実施場所
- 5 交流事業の内容

年 月 日	内 容

- 6 費用総額 金 円
- 7 助成金額 金 円

※ 事業者においては市税を滞納していないことの証明書を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 2（第 6 条関係）

小牧市姉妹都市及び友好都市交流事業助成金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

小牧市長



年 月 日付けで申請のあった助成金については、小牧市姉妹都市及び友好都市交流事業助成金交付要綱第 4 条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同要綱第 6 条の規定により通知します。

1 助成金の額 金 円

2 助成事業の目的及び内容

助成金の交付の対象となる事業は、小牧市姉妹都市及び友好都市交流事業助成金交付要綱第 3 条に掲げる交流事業とし、その内容は申請書のとおりとする。

3 交付条件

- (1) 小牧市姉妹都市及び友好都市交流事業助成金交付要綱に規定する事項
- (2) 小牧市姉妹都市及び友好都市交流事業実績報告書に次の書類を添付して提出すること。
 - ア 航空券の写し
 - イ 交流事業写真（姉妹都市等での交流を行っている写真で単独の記念写真は除く。）
 - ウ 領収書の写し（旅費、ホテル代等）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 3 （第 8 条関係）

小牧市姉妹都市及び友好都市交流事業助成金実績報告書

年 月 日

（宛先）小牧市長

住所
申請者 氏名
電話

年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定の通知を受けた訪問が終了したので、小牧市姉妹都市及び友好都市交流事業助成金交付要綱第 8 条の規定により次のとおり報告します。

- 1 訪問都市の名称
- 2 訪問期間 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
- 3 交流事業の概要
- 4 交流事業の実施場所
- 5 交流事業の内容

年 月 日	内 容

- 6 添付書類
 - (1) 航空券の写し
 - (2) 交流事業写真
 - (3) 領収書の写し

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 4 （第 9 条関係）

小牧市姉妹都市及び友好都市交流事業助成金確定通知書

第 号
年 月 日

様

小牧市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった小牧市姉妹都市及び友好都市交流事業助成金については、次のとおり助成金の額を決定したので、小牧市姉妹都市及び友好都市交流事業助成金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

助成金の確定額 金 円

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 5（第 1 0 条関係）

小牧市姉妹都市及び友好都市交流事業助成金交付請求書

年 月 日

（宛先）小牧市長

住所
申請者 氏名
電話

年 月 日付け 第 号で助成金の確定通知を受けたので、小牧市姉妹都市及び友好都市交流事業助成金交付要綱第 1 0 条の規定により請求します。

- 1 請求金額 金 円
- 2 助成金振込先等

金融機関名

支店名

種 別

口座番号

口座名義（フリガナ）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。